

令和6年度中野区こども誰でも通園制度の試行的実施について

1 事業目的

保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を対象に、月一定時間まで時間単位で保育園を利用することができる「こども誰でも通園制度」を試行的に実施することで、未就園児のいる家庭への支援策について、課題や効果の検証を行う。

2 事業概要

- (1) 開設期間 令和6年7月から令和7年3月まで(連続する3か月以上)
- (2) 実施場所 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園(最大5施設)
- (3) 対象児童 区内に在住する0歳6か月から2歳児クラス相当までの未就園児
- (4) 利用料金 利用児童一人1時間当たり300円

3 実施内容

実施場所1か所につき、月160時間を受け入れ可能上限とし、施設ごとに設定した利用時間、定員等のもとで児童の継続的な預かりを行う。下記のほかに4施設を追加募集予定。

実施施設	実施年齢	利用上限	利用回数	利用定員
テンダーラビング保育園江古田	0歳児	1回7時間	月4回まで	5名

4 効果検証

本事業は、国が令和8年度の本格実施に向けて試行的に実施するものであり、国の指導に基づき実施する。事業の効果・課題等については事業実績をもとに検証し、国へ報告する。

なお、本格実施に当たっては、令和5年度に実施した「保育所等の空き定員を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」及び本事業の効果・課題等の検証を行ったうえで構築するものとする。

5 実施スケジュール(予定)

- 令和6年6月上旬 利用児童の募集(第1回)
- 6月中旬 事業実施施設の追加募集(第2回)
- 7月 利用児童の預かり開始(第1回募集分)
- 8月上旬 利用児童の募集(第2回)
- 9月 利用児童の預かり開始(第2回募集分)